

# 区画整理事業地内の場合

捨印

捨印

## 地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書

令和\*\*年\*月\*日

和光市農業委員会会長 殿

譲受人 氏名 新倉三郎 印

譲渡人 氏名 和光太郎 印

記載注意 下記によって転用のため農地（採草放牧地）の権利を設定 **移転** したいので、農地法第5条第1項第6号の規定によって届け出ます。

記載する。  
「転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、事業又は施設の種類、数量及び面積、その事業又は施設に係る取水又は排水施設等について具体的に記入する。

1. 当事者の氏名、住所	当事者の別	氏名	住所					
	譲受人	新倉三郎	和光市新倉*丁目*番					
	譲渡人	和光太郎	和光市広沢*番*号					
2. 土地の所在、地番、地目及び面積並びに所有者及び耕作者の氏名	土地の所在	地番	地目	面積	土地所有者氏名	耕作者氏名		
			登記簿	現況	(㎡)			
	新倉*丁目	**番	畑		**	和光太郎	和光太郎	
	××土地区画整理事業地	*街区*画地		畑	〇〇〇			
以下		余白						
計		**	㎡	(田	㎡	畑	**	㎡)
〇〇〇							〇〇〇	
3. 権利を設定、移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定、移転の別	権利の設定、移転の時期	権利の存続期間	その他			
	所有権	設定・移転	令和**年*月*日	永久	売買			
4. 転用計画	転用の目的	戸建住宅	開発許可を要する行為に該当する場合は、 <b>明確でなければ「受理後」</b>					
	転用の時期	工事着工時期	令和**年*月*日					
		工事完了時期	令和**年*月*日					
	転用の目的に係る事業又は施設の概要	木造二階建一棟						
5. 転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要	隣接する畑との境界にはコンクリートブロック（4段積み）を土留めとして設置します。 ※ 周辺に農地がない場合は「被害はない見込み」で構いません。							

受理通知書	
和農委第	号
令和	年
月	日
和光市農業委員会	印
上記による届出については、これを受理し、令和 年 月 日にその効力を生じたので、農地法施行令第10条第2項の規定により通知する。	

区画整理事業地内にある登記地目が田・畑の  
集合住宅の一室について所有権移転する場合

捨印

捨印

農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書

令和 \*\* 年 \* 月 \* 日

和光市農業委員会会長 殿

譲受人 氏名 新倉三郎 印

譲渡人 氏名 和光太郎 印

記載注意 下記によって転用のため農地（採草放牧地）の権利を設定 **移転** したいので、農地法第5条第1項第7号  
(2) (1) の規定によって届け出ます。

「転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、事業又は施設の種類、数量及び面積、その事業又は施設に係る取水又は排水施設等について具体的に記入する。

1. 当事者の氏名、 住所	当事者の別	氏名	住所				
	譲受人	新倉三郎	和光市新倉*丁目*番				
	譲渡人	和光太郎	和光市広沢*番*号				
所有者及び耕作者の 氏名	所在地	地番	地目	面積 (㎡)	土地所有者 氏名	耕作者 氏名	
	新倉丁目	***の 一部	田	*** の一部	和光太郎	和光太郎	
	××土地区画整理事業地	*街区*画地 の一部	宅地	〇〇〇 の一部	敷地権	1 2 3 4 150000	
	以下余白						
計		*** 〇〇〇	㎡の一部 (田	*** 〇〇〇	㎡の一部, 畑	㎡)	
3. 権利を設定、移転し ようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定、移転の別	権利の設定、移転の時期	権利の存続期間	その他		
	所有権	設定 <b>移転</b>	令和**年*月*日	永久	売買		
4. 転用計画	転用の目的	集合住宅		開発許可を要し、 ては都市計			
	転用の時期	工事着工時期	年 月 日				
		工事完了時期	年 月 日				
	転用の目的に係る事業又は施設の概要		鉄骨造10階建				
5. 転用することによっ て生ずる付近の農地、 作物等の被害の防除施 設の概要	隣接する畑との境界にはコンクリートブロック(4段積み)を土留めとして設置し ます。 ※ 周辺に農地がない場合は「被害はない見込み」で構いません。						

申請地と面積は「〇〇の一部」と記  
入してください。

従前地と仮換地の情  
報を併記して下さい  
(仮換地は赤字)

敷地権と持分を記入してください。

明確でなければ「受理後」

受 理 通 知 書

和農委第 号  
令和 年 月 日

和光市農業委員会 印

上記による届出については、これを受理し、令和 年 月 日にその効力を生じた  
ので、農地法施行令第10条第2項の規定により通知する。